

第1回
議会議員・農業委員会の委員の定数
及び任期等の取扱い小委員会

会議資料

日時：平成20年5月29日（木）午前10時から
場所：高原町総合福祉保健センター「ほほえみ館」中研修室

小林市・高原町・野尻町合併協議会

第1回議会議員・農業委員会の委員
の定数及び任期等の取扱い小委員会
会 議 次 第

1 開 会

2 委員の紹介

3 委員長及び副委員長の選任について

4 委員長及び副委員長あいさつ

5 小委員会の運営について

(1) 公開・非公開について

(2) 会議録署名委員の指名

6 協 議

(1) 小委員会のスケジュール（案）について

(2) 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

7 その他

確認事項について

8 閉 会

< 目 次 >

- ① 第1回議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い小委員会
会議次第・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- ② 会議資料目次・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- ③ 議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い小委員会の
設置について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- ④ 議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い小委員会
委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- ⑤ 協議 (1) 小委員会のスケジュール(案)について・・・・・・・・ P 5
- ⑥ 協議 (2) 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて・・・・・・・・ P 5
- ⑦ 参考資料 前協議会での審議経過等について・・・・・・・・ P 6
- ⑧ 参考資料 合併新法による議員の定数・任期の特例・・・・・・・・ P 7
- ⑨ 参考資料 議会議員の定数及び任期の取扱いに係る
特例の選択肢及び適用概要・・・・・・・・ P 8
- ⑩ 資料 農業委員会委員の定数・任期について・・・・・・・・ P 12
- ⑪ 関係法令・・・・・・・・ P 14
- ⑫ 確認事項・・・・・・・・ P 18

議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い小委員会の設置について

1 設置

議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱いの協議にあたり、小林市・高原町・野尻町合併協議会規約第11条の規定に基づき、議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い小委員会（以下「議員・農業委員取扱い小委員会」という。）を設置する。

※小林市・高原町・野尻町合併協議会規約

（小委員会）

第11条 協議会は、その事務の一部について調査、審議等を行うために小委員会を置くことができる。

2 所掌事務

議員・農業委員取扱い小委員会は、次に掲げる事項について、調査または審議等を行う。

- （1） 議会議員・農業委員会の委員の定数及び在任期間等の取扱いに関すること
- （2） その他、議会議員・農業委員会の委員の定数及び在任期間等の取扱いに関し必要な事項

3 組織

議員・農業委員取扱い小委員会は、2号委員から小林市4人、高原町、野尻町各2人、3号委員から小林市4人、高原町、野尻町各2人を選任し、委員16人以内で組織する。

※小林市・高原町・野尻町合併協議会小委員会設置規程

（委員）

第3条 小委員会の委員は、協議会の会長（以下「会長」という。）が必要に応じて、協議会の会長、副会長及び委員（以下「協議会の委員等」という。）の中から選任する。

（組織）

第4条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

（会議）

第6条

- 4 会議は、原則として公開とする。ただし、委員の半数以上の同意があるときは、非公開とすることができる。

（会議録署名）

第8条 会議録には、会議録署名委員2人が署名を行う。

- 2 前項の会議録署名委員は、会議ごとに議長が指名する。

議会議員・農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い小委員会委員名簿

小委員会名	委員等区分	職又は選出市町村	氏名	
議会議員・農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い小委員会	2号委員 (議会選出議員)	小林市議会議長	なかやしき けいじ 中屋敷 慶次	
		小林市議会議員	さいどう きいち 西道 紀一	
		小林市議会議員	くぼた やすひろ 久保田 恭弘	
		小林市議会議員	しゅどう みやこ 首藤 美也子	
		高原町議会副議長	しみず きみお 清水 公雄	
		高原町議会議員	まえはら じゅんいち 前原 淳一	
		野尻町議会議員	ふくもと せいさく 福本 誠作	
		野尻町議会議員	すぎもと とよと 杉元 豊人	
	3号委員 (学識経験者)	小 林 市		ながの もとすけ 永野 本助
				やまだ ふくお 山田 福雄
				りゅうじん とよみ 龍神 豊美
				たかいわ つづこ 高岩 都津子
		高 原 町		まるやま たかし 丸山 崇
				はらだ とみお 原田 富雄
		野 尻 町		くすもと ふたみ 楠元 フタミ
	たけやま あきのり 竹山 昭徳			

協 議

(1) 小委員会のスケジュール (案) について

①小委員会の開催

議員・農業委員取扱い小委員会は、原則として協議会開催日の午前中とする。
必要に応じて臨時的に小委員会を開催する。

②小委員会での協議事項

- ・議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期に関すること。
- ・その他必要な事項。

	小委員会		協議会
第 1 回 5 月 29 日	スケジュール確認 議会議員の定数及び任期についての説明		第 2 回開催
第 2 回 6 月 26 日	協議	農業委員会の委員の定数及び任期の説明及び協議	第 3 回開催
第 3 回 7 月 31 日	協議	協議	第 4 回開催 議員定数・任期の経過報告
第 4 回 8 月 28 日	議員定数・任期の調整案を確認	農業委員定数・任期の調整案を確認	第 5 回開催 議員・農業委員の経過報告
第 5 回 9 月 25 日	最終調整		第 6 回協議会に提案・承認

(2) 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

1. 地方自治法の原則を適用するかどうか。
2. 合併新法の特例を適用するかどうか。
3. 合併新法の特例を適用する場合、合併後 1 回目の選挙時に特例を適用するかどうか。

《参考資料》

【前協議会での審議経過等について】

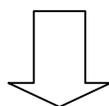
● 小林市・野尻町・須木村・高原町合併協議会での確認事項

1. 新市の議会の議員の条例定数は30人とする。
2. 定数特例を採用する。（市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項）
特例定数は32人または34人の2案を基本に協議する。
3. 各市町村を区域として選挙区を設置する。
各市町村の選挙区の定数、2回目以降の選挙の選挙区設置の有無については、確認までに至らなかった。

● 小林市・須木村合併協議会の場合（在任特例を適用）

「合併協定書より」

1. 議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成19年4月30日まで引き続き新市の議会の議員として在任する。
2. 新市の議会の議員の定数は26人とする。
3. 選挙区については、新市において在任特例期間中に検討する。
4. 議会の議員報酬額は、小林市・須木村合併協議会で設置する議会議員・農業委員会の委員報酬等審議会（仮称）で合併までに調整する。



※ 新市において、在任特例後初めての選挙の議員の定数は24人とし、選挙区は設置しないこととした。

《参考資料》

○合併新法による議員の定数・任期の特例（編入合併）

1 地方自治法の原則

- ・編入される議会議員は失職
- ・合併により人口が増え、法定定数が編入する市の条例定数を上回る場合、その上回っている定数分について議員条例定数を改正し、増加定数分の増員選挙を行うことができる。（※地方自治法第91条）

2 合併新法による特例（編入合併）

関係市町村の協議により、以下のいずれかの特例をとることができる。

①定数特例（合併新法第8条）

- ア 合併直後、人口比に応じた特例定数により、編入される町の区域のみを選挙区とした増員選挙を行うことができる。
- イ さらにその後1回目の一般選挙に限り、その合併特例定数で選挙することができる。

②在任特例（合併新法第9条）

- ア 編入先の議会の残任期間、編入される町の議員全員が議員として残任できる。
- イ さらにその後1回目の一般選挙に限り、上記①の定数特例を準用し、編入される町の区域を選挙区として合併特例定数で選挙することができる。

● 議員定数の上限（地方自治法第91条第2項）

※地方自治法

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

5 人口5万未満の市及び人口2万以上の町村 26人

6 人口5万以上10万未満の市 30人

● 特例定数 【増員定数=編入する市の条例定数×(編入される町の人口)÷(編入する市の人口)】

高原町 24人 × (10,623人 ÷ 41,150人) = 6.19 …… 6人

野尻町 24人 × (8,670人 ÷ 41,150人) = 5.05 …… 5人

● 人口の定義及び各市町議員定数

※地方自治法

(人口の定義)

第254条 この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

○平成17年度国勢調査人口及び各市町議員定数

	小林市	高原町	野尻町	計
人口(人)	41,150	10,623	8,670	60,443
議員数(人)	24	10	10	44

議会議員の定数及び任期の取扱いに係る特例の選択肢及び適用概要

区分	①合併特例法を適用しない場合 (原則)	②定数に関する特例を適用する場合 (合併特例法第8条)	③在任に関する特例を適用する場合 (合併特例法第9条)
議会の議員の身分	小林市議会議員は引き続き身分を有する。 高原町・野尻町議会議員は合併の日の前日をもって全て失職する。	小林市議会議員は引き続き身分を有する。 高原町・野尻町議会議員は合併の日の前日をもって全て失職する。 ただし、高原町及び野尻町それぞれを区域とした選挙区を設け、人口に応じた定数(高原町6人・野尻町5人)の増員選挙を行う。	小林市議会議員は引き続き身分を有する。 高原町・野尻町議会議員は、小林市議会議員の残任期間に相当する期間に限り、合併後の小林市議会議員として在任することができる。
特例による議員の任期	なし	平成23年4月30日まで (小林市議会議員の残任期間に相当する期間[合併特例法第8条第2項])	平成23年4月30日まで (小林市議会議員の残任期間に相当する期間[合併特例法第9条第1項第2号])
特例による議員の数	0人	高原町6人・野尻町5人 ●高原町 (高原町の人口 10,623人 ÷ 小林市の人口 41,150人 × 小林市議会の定数 24人 = 6.19人 ≒ 6人) ●野尻町 (野尻町の人口 8,670人 ÷ 小林市の人口 41,150人 × 小林市議会の定数 24人 = 5.05人 ≒ 5人) この場合、合併後の小林市議会の定数は35人となる。(24人 + 11人 = 35人) ※平成17年国勢調査人口 小林市 41,150人、高原町 10,623人、野尻町 8,670人 (計 60,443人) ※地方自治法第91条による合併後の市の上限定数は30人	20人(高原町10人・野尻町10人) この場合、合併後の小林市議会議員の定数は44人となる。(24人 + 20人 = 44人) ※地方自治法第91条の定数を超える場合も、当該数をもって合併後の小林市議会の議員定数とし、議員に欠員が生じたとき、または議員が全てなくなったときは、その定数は第91条の規定に至るまで減少する。
選挙期日	原則として、選挙は行わない。	当該条例施行日から5日以内に市議会議長から市選挙管理委員会にその旨を通知しなければならない。 (公職選挙法第111条第3項) ※当該条例施行日とあるのは、合併の日とする。 (合併特例法第8条第4項) 市議会議員の増員選挙は、これを行うべき事由が生じた日から50日以内に行う。 (公職選挙法第34条第1項)	選挙は行わない。

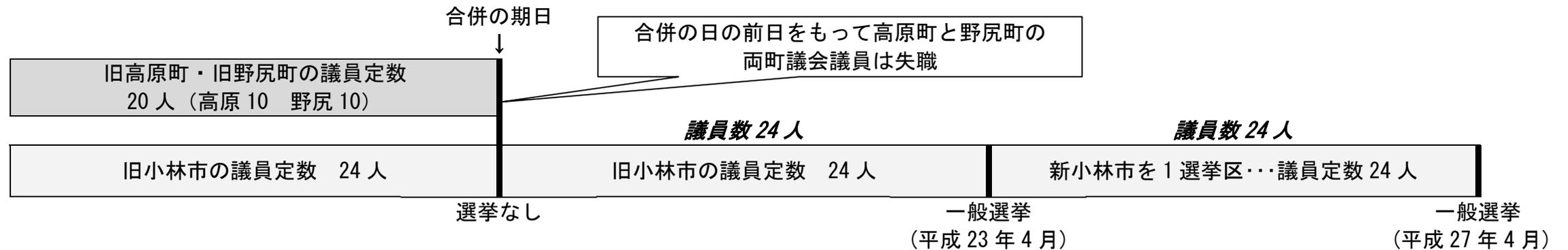
※②③の特例を適用する場合、合併協議会の協議により、合併後最初に行われる一般選挙においても、②の定数特例を適用することができる。

※在任特例・定数特例は、特例による議員についてだけを定めるものでなく、合併後の市の議員定数を定めるものである。そのため、特例を適用した場合、特例期間内は、市議会議員の定数を変更することはできない。

① 特例を適用しない（原則）

(1) 編入する小林市の現議会議員定数（24人）を継続する場合

編入する小林市議会議員は、現在の任期期間を継続する。高原町と野尻町の両町議会議員は失職する。

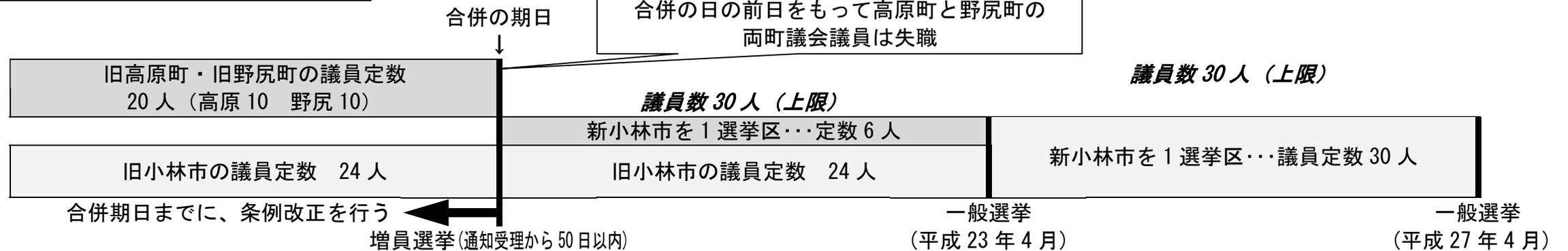


(2) 地方自治法第91条

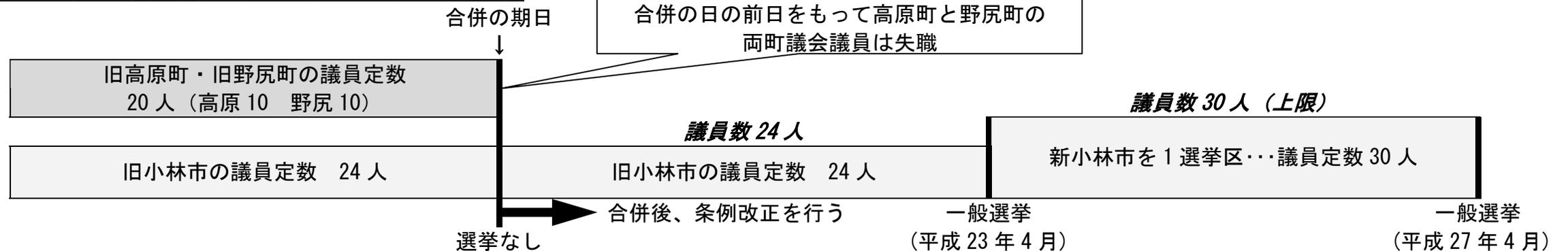
平成17年国勢調査人口 小林市 41,150人 高原町 10,623人 野尻町 8,670人（計 60,443人） 地方自治法第91条の上限定数 30人

合併後の新小林市の議員定数については、30人を上限として定数の変更が可能である。そのためには、議員定数や選挙区等についての条例改正等の手続きが必要である。

① 合併期日までに、定数等の条例改正を行う。



② 合併までに定数の増員を検討し、合併後に条例改正を行う。



② 定数特例

(1) 合併特例法第8条第2項

編入合併の場合、編入する小林市の議会議員の残任期間に限り、編入される高原町・野尻町の人口を編入合併する小林市の人口で除した数字に、編入する小林市の議会議員の定数を乗じた数を、編入する小林市の定数に加えた人数をもって、合併後の市の議会の定数とすることができる。

編入合併特例定数の増員数について（小林市・高原町・野尻町の場合の増員数 11人）

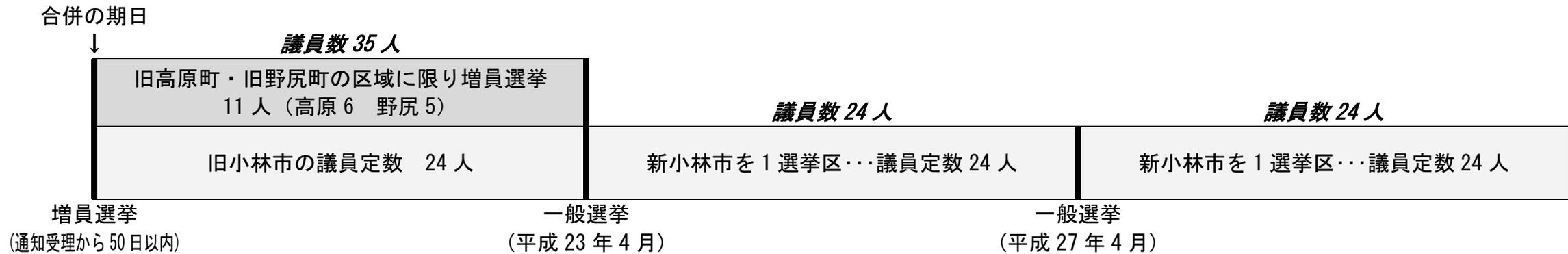
【高原町(10,623人÷41,150人)×小林市議員定数24人=6.19人≒6人】【野尻町(8,670人÷41,150人)×24人=5.05人≒5人】 → 24人+11人=35人

平成17年国勢調査人口 小林市41,150人 高原町10,623人 野尻町8,670人（計60,443人） 地方自治法第91条の上限定数 30人

(2) 合併特例法第8条第3項

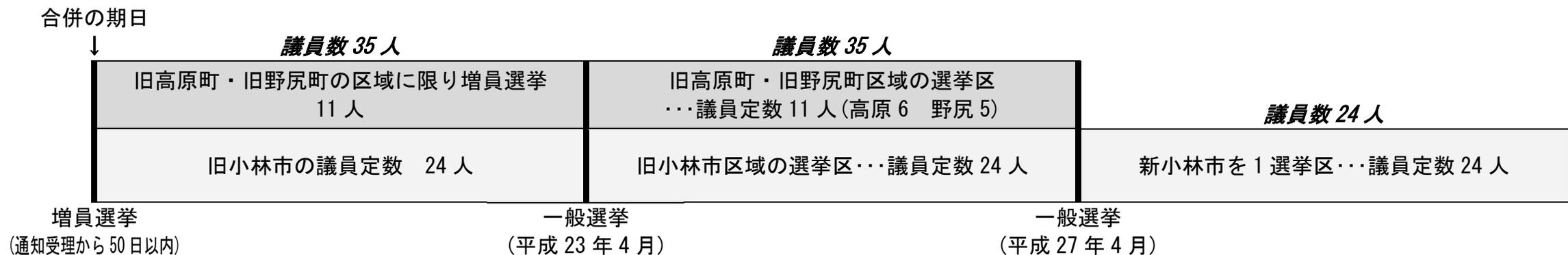
合併特例法第8条第2項の規定による定数特例を適用する場合においては、編入された市町村の区域をもって選挙区を設けられるものとし、その選挙区において選挙すべき議会の議員定数は、合併特例法第8条第2項により算出された数とする。（高原町・野尻町を区域とした選挙区の定数合計 11人）

※高原町・野尻町各選挙区での増員選挙は、議員定数を変更する条例の施行日から5日以内に、議長から選挙管理委員会委員長へ出される通知を受理した日から50日以内に行われる。この選挙で選ばれた議員の任期は、合併特例法第8条第2項の規定により、小林市議会議員の残任期間となる。



(3) 合併特例法第8条第5項

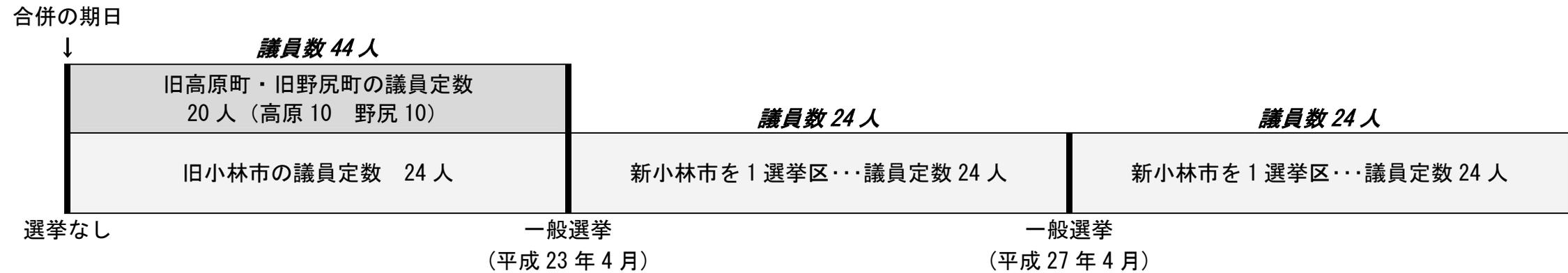
合併特例法第8条第2項及び同条第3項の定数特例を適用する場合においては、小林市・高原町・野尻町の合併協議により、編入する市町村の合併後最初に行われる一般選挙においても、同様の合併特例を適用することができる。



③ 在任特例

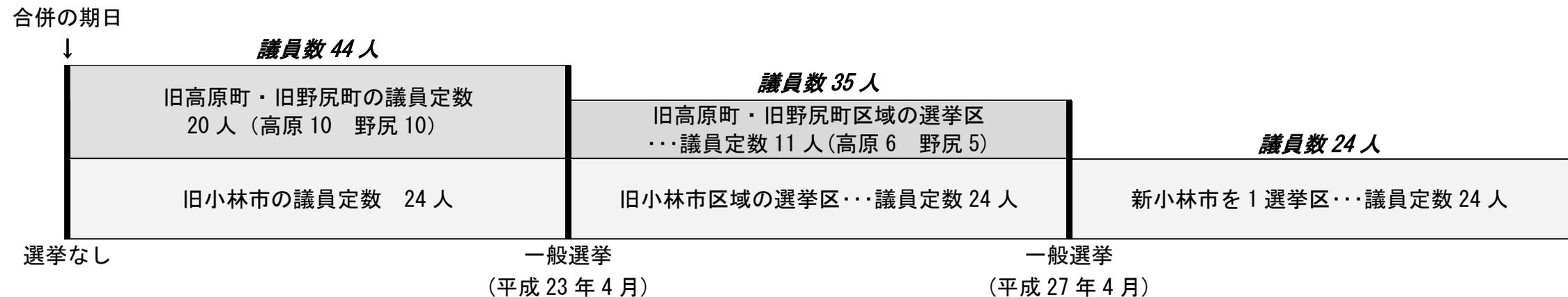
(1) 合併特例法第9条第1項第2号

合併後（合併期日以後）、編入される高原町・野尻町の議員は、編入する小林市の議会議員の残任期間に限り、合併後の市の議員として在任することができる。



(2) 合併特例法第9条第3項

合併特例法第9条第1項第2号を適用した場合は、同法第8条第5項から第7項の規定を準用する。（在任特例を適用した場合も、合併後最初に行われる選挙において、定数特例（特例法第9条第3項）を適用することができる。）



《資料》

農業委員会委員の定数・任期について

●編入合併（小林市が高原町、野尻町を編入する）の場合

①合併後1農業委員会を設置（原則）

編入される市町村の農業委員会は廃止され（したがって、編入される農業委員会の選挙委員、選任委員はともに身分を失い）、編入した市町村につき1個の農業委員会となる。（編入した市町村の農業委員会は、そのまま存続し、当該市町村の農業委員会の農業委員の身分は選挙委員、選任委員ともに変動しない。）

②合併後1農業委員会を設置（在任特例）

市町村合併の際、合併関係市町村の農業委員会の選挙委員であって当該合併後の新市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるもの（すなわち、編入される側の市町村の選挙委員）は、合併関係市町村の協議により40人以内の範囲で定めた数の者に限り、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の選挙委員の残任期間は、引き続き合併後の新市町村の選挙委員として在任することができる。（40人を超える場合は、これら関係委員全員の互選により、合併後の新市町村の選挙委員として在任する者を選出する。）

なお、この特例措置は、合併関係市町村の協議（協議は合併関係市町村の各議会の議決を経なければならない）

また、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。）により講ずることができる。

選任委員については、編入した農業委員会の選任委員は、引き続き存続するが、編入された農業委員会の選任委員は、失職する。

- ・「市町村合併の特例等に関する法律」第11条第1項、第2項

③合併後2つ以上の農業委員会を設置（原則）

合併後の新市町村が、農業委員会等に関する法律施行令第2条の2に規定する要件を満たした場合（市町村区域面積が24,000haを超える、または農地面積7,000haを超える）は、新市町村に2つ以上の農業委員会を設置することができる。（この場合、その市町村の廃置分合の日から50日以内に、その各農業委員会ごとに設置による選挙委員の一般選挙を行わなければならない。選任委員については、各委員会ごとに合併の日に選任する。）

- ・「農業委員会等に関する法律」第3条第2項

④合併後2つ以上の農業委員会を設置（在任特例）

合併後2つ以上の農業委員会を設置する場合、各農業委員会ごとに選挙委員の任期等に関する在任特例がある。

この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村（編入した市町村）は、新たに設置された合併市町村とみなされる。

なお、この場合の選任委員については、合併の日に併せて選任することとなる。

- ・「市町村の合併の特例等に関する法律」第11条第3項

⑤合併後従前の区域どおりに複数の農業委員会を設置（特例）

合併後の新市町村が、（１）の（ウ）で述べた要件を満たした場合（市町村区域面積が24,000ha を超える、または、農地面積が7,000ha を超える）であって、新市町村に置かれる２つ以上の農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなる場合は、それらの農業委員会は、新市町村の農業委員会となってそのまま存続することができる。（農業委員会の選挙委員、選任委員の身分もそのまま存続する。）

- ・「農業委員会等に関する法律」第3条第2項、第34条第2項

《関係法令》

地方自治法第91条

第九十一条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

〇2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

- 一 人口二千未満の町村 十二人
- 二 人口二千以上五千未満の町村 十四人
- 三 人口五千以上一万未満の町村 十八人
- 四 人口一万以上二万未満の町村 二十二人
- 五 人口五万未満の市及び人口二万以上の町村 二十六人
- 六 人口五万以上十万未満の市 三十人
- 七 人口十万以上二十万未満の市 三十四人
- 八 人口二十万以上三十万未満の市 三十八人
- 九 人口三十万以上五十万未満の市 四十六人
- 十 人口五十万以上九十万未満の市 五十六人
- 十一 人口九十万以上の市 人口五十万を超える数が四十万を増すごとに八人を五十六人に加えた数(その数が九十六人を超える場合にあつては、九十六人)

(議会の議員の定数に関する特例)

第八条 新たに設置された合併市町村にあつては、[地方自治法第九十一条第二項](#)の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、[同項](#)に規定する数の二倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、[同条](#)の規定による定数に復帰するものとする。

2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、[地方自治法第九十一条](#)の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口([同法第二百五十四条](#)に規定する人口によるものとする。第十六条第二項を除き、以下同じ。)を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数(以下この項において「旧定数」という。)に乗じて得た数(〇・五人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、〇・五人以上一人未満の端数があるときはその端数は一人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が〇・五人未満のときも一人とする。)の合計数を旧定数に加えた数(以下この条及び次条第一項において「編入合併特例定数」という。)をもってその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなつたと

きは、第五項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、[同法第九十一条](#) の規定による定数に復帰するものとする。

- 3 前項の場合においては、[公職選挙法第十五条第六項](#) 及び[第八項](#) の規定にかかわらず、編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により選挙区が設けられるものとし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により算定した数とする。
- 4 第二項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する[公職選挙法](#) の規定の適用については、[同法第十八条第一項](#) 中「[第十五条第六項](#) 」とあるのは「[第十五条第六項](#) 若しくは市町村の合併の特例等に関する法律第八条第三項」と、同法百十一条第三項中「[地方自治法第九十一条第五項](#) 」とあるのは「市町村の合併の特例等に関する法律第八条第二項」と、「当該条例施行の日」とあるのは「市町村の合併(同法第二条第一項に規定する市町村の合併をいう。)の日」とする。
- 5 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第二項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合においては、[地方自治法第九十一条](#) の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とすることができる。ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなったときは、その定数は、[同条](#) の規定による定数に復帰するものとする。
- 6 第三項の規定は、前項の場合について準用する。
- 7 第五項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する[公職選挙法](#) の規定の適用については、[同法第十八条第一項](#) 中「[第十五条第六項](#) 」とあるのは、「[第十五条第六項](#) 若しくは市町村の合併の特例等に関する法律第八条第六項において準用する同条第三項」とする。
- 8 第一項、第二項又は第五項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

(議会の議員の在任に関する特例)

第九条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期

間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が[地方自治法第九十一条](#)の規定による定数を超えるときは、[同条](#)の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、[同条](#)の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第三項において準用する前条第五項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。

- 一 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後二年を超えない範囲で当該協議で定める期間
- 二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間
- 2 前項の規定は、前条第一項又は第二項の協議が成立した場合には適用しない。
- 3 前条第五項から第七項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第一項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。
- 4 第一項又は前項において準用する前条第五項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

(農業委員会の委員の任期等に関する特例)

第十一条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては八十を超えない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては四十を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有す

ることとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

- 一 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後一年を超えない範囲で当該協議で定める期間
 - 二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間
- 2 前項の場合においては、[農業委員会等に関する法律](#)（昭和二十六年法律第八十八号）[第七条](#)の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、[同条](#)の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。
- 3 [農業委員会等に関する法律第三条第二項](#)の規定により合併市町村の区域を二以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は[同法第三十五条第一項](#)の規定により[地方自治法第二百五十二条の十九第一項](#)の指定都市（以下「指定都市」という。）である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、[農業委員会等に関する法律第三十四条](#)の規定の適用がある場合を除いて、前二項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。
- 4 第一項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない

その他

確認事項について

1. 第2回小委員会 の開催について	
日 時	平成20年6月26日(木) 午前9時30分～
場 所	野尻町役場大会議室
協議内容	<u>・議会議員の定数及び任期の協議</u> <u>・農業委員の定数及び任期の協議</u>
2. 第3回小委員会 の開催について	
日 時	平成20年7月31日(木) 午前9時30分～
場 所	小林市須木総合ふるさとセンター
協議内容	<u>・議会議員の定数及び任期の協議</u> <u>・農業委員の定数及び任期の協議</u>
第4回協議会	
日 時	平成20年7月31日(木) 午後2時～
場 所	小林市須木総合ふるさとセンター大ホール
協議内容	<u>・議会議員の定数及び任期の協議についての経過報告</u>
3. 第4回小委員会 の開催について	
日 時	平成20年8月28日(木) 午前9時30分～
場 所	高原町総合保健福祉センター「ほほえみ館」研修室
協議内容	<u>・議会議員の定数及び任期の調整案の協議・確認</u> <u>・農業委員の定数及び任期の調整案の協議・確認</u>
第5回協議会	
日 時	平成20年8月28日(木) 午後1時30分～
場 所	高原町総合保健福祉センター「ほほえみ館」神武ホール
協議内容	<u>・議会議員・農業委員の定数及び任期の調整案の経過報告</u>
4. 第5回小委員会 の開催について	
日 時	平成20年9月25日(木) 午前9時30分～
場 所	野尻町農村環境改善センター
協議内容	<u>・議会議員の定数及び任期の調整案の協議・確認</u> <u>・農業委員の定数及び任期の調整案の協議・確認</u>
第6回協議会	
日 時	平成20年9月25日(木) 午後1時30分～
場 所	野尻町農村環境改善センター
協議内容	<u>・議会議員の定数及び任期の調整案の報告、提案</u> <u>・農業委員の定数及び任期の調整案の報告、提案</u>

